

人事人第409号  
平成24年11月30日

所 属 長 様

人 事 室 長

職員の再就職に関する自肅要請について

職員の再就職先を確保する目的で本市業務を外部委託したのではないかと  
いう市民からの疑念を排除するため、職員等（大阪市職員基本条例第47条  
第1項に規定する職員等をいう。以下同じ。）及び本市業務を受託しようと  
する者に対して、次のとおり指導又は周知いただきたい。

記

- 1 本市事業を受託した法人その他の団体（職員基本条例第47条第1項に  
規定する法人その他の団体を除く）が実施する受託事業に従事するため、  
当該法人等へ職員等が再就職しようとする場合、事前に人事監察委員会  
の承認を求めること。
- 2 人事監察委員会の承認が得られない場合には、職員等は当該法人その他  
の団体への再就職を自肅すること。
- 3 大阪市人事監察委員会の承認が得られない場合には、受託業務を実施し  
ようとする者に対して職員等の採用を自肅するよう要請すること。